

## 学制公布期、地域における学校教育の成立と私塾・寺子屋

林原 久恵

明治5(1872)年8月3日、学制が頒布された。学制は全国一律の教育制度の樹立を目指し、短期間で全国に多くの小学校を設立させるに至る。しかし、学制の実施には、財源不足や人材不足などさまざまな問題が伴い民衆の負担は大きかった。また、国民皆学が掲げられていたにもかかわらず不就学者が多く、就学不振の問題があった。この時期、国民はむしろ子弟の教育を拒否する時代であったと言われる。しかし、学制の実施にあたって、原則廃止するように布達された私塾や寺子屋などが、それ以後も存在し続け開業され続けた。その背景には、その地域において私塾・寺子屋への需要があったからと考えられる。不就学者が多かった学制施行当初であるが、民衆は子弟の教育を希求していたと考えられる。

本研究の目的は、学制を施行するためではなく、地域の要求と行動によって、私塾・寺子屋や小学校が設立・維持されていたその実態の検討を通じて、地域の主体性・独自性と民衆の子弟教育への欲求を明らかにすることである。また、そのために私塾・寺子屋と小学校の関係をその設立状況から比較検討した。

対象年限を明治5年の学制公布から明治12年の教育令公布までとし、学制公布期と呼ぶこととした。対象地域は茨城県とした。一般的に、茨城県は近代教育制度の成立が他県より遅れており、新政府の方針に反発的であったといわれているからである。学制公布当時、現在の茨城県域は茨城県・新治県・千葉県の3つの旧県によって管轄されていた。そのため、現在の茨城県域を当時の茨城県・新治県・千葉県の地域に分けて比較検討を行った。

各旧県はその事情により、それぞれ独自の教育成策を行っており、属した旧県によって学制実施状況は異なった。そのため、私塾・寺子屋と小学校の設立状況は県によって異なり、その関係には各県で異なりがみられた。旧茨城県域における私塾・寺子屋と小学校の関係は、私塾・寺子屋が小学校の前身であるとともに、従来の教育機関と新しい教育機関という対立関係でもあったと考えられた。旧新治県域は、私塾・寺子屋が小学校に準ずるものであったと考えられた。旧千葉県域は、私塾・寺子屋は全廃対象であり、小学校と対立関係であった。しかし、合併後、旧新治県域の私立小学校は公立小学校に修正され、開業許可を受けた私塾・寺子屋である私立小学校は公立小学校と同等の関係になっていく。

また、就学不振の地域であっても子弟の教育への要求がみられた。経済的問題や通学の不便を解決するため、民衆自らによって小学校設立が尽力されていた。自村の小学校を設立しながらも、一部の越境通学者のために越境通学先に財政的協力を行っている地域もあった。加えて、小学校が不振であっても私塾が盛況な地域があり、教育への要求がみられた。これらは学制施行のためではなく子弟の教育が要求されて起こったものであった。そして、こうした行動はそれぞれの地域の事情・要望により異なり、独自のなものであった。

(指導教員 白井哲哉)